

(論文)

道府県から市町村への権限移譲と財政的地方政府間関係

伊藤 敏 安[†]

【要 約】

2000年の地方自治法改正に伴い、都道府県から市町村に対して条例による事務処理特例、つまり権限移譲が進められている。権限移譲に伴う交付金は、都道府県から市町村への権限移譲の状況を端的にあらわしている。今回の研究によると、道府県から市町村への権限移譲交付金は、2008年度に総額約76億円、1道府県あたりでは1.7億円程度である(東京都、福井県、和歌山県を除く)。市町村合併が進展し、道府県・市町村の「純歳出比でみた小さな道府県」では、人口あたり交付金が全般に多く、権限移譲に積極的である。権限移譲に積極的であるかどうかは、当該道府県と市町村の財政力にも依存している。今後、基礎自治体の役割がますます重要になるなかで、地方財政の逼迫は、道府県から市町村への円滑な権限と財源の移譲にとって障碍となることが懸念される。

【キーワード】 権限移譲交付金、地方政府間関係

1. 問題意識

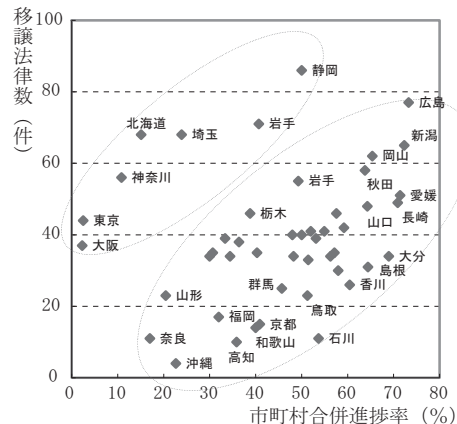
(1) 背景

2000年の法改正に伴い、条例による事務処理特例制度が導入された¹⁾。いずれかの都道府県において権限が移譲されている法律は、すでに229件に達している²⁾。

第40回地方分権改革推進委員会(2008年4月17日)の資料によると(図表1)、市町村合併が進展している都道府県では、全般にみて市町村に権限移譲をしている法律が多い傾向にある³⁾。これ

は、市町村合併によって権限移譲の受け皿が整備されているように見える。しかし、都道府県から市町村への権限移譲に伴って、それに見合った財源が移転されているかどうかは別の問題である。

図表1 市町村合併と都道府県から市町村への権限移譲の関係



[†] 広島大学地域経済システム研究センター教授
 itot@hiroshima-u.ac.jp

- 1) 地方自治法第252条17の2では「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合において、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理及び執行するものとする」とされている。
- 2) 地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調査」2010年4月1日現在。経由事務(窓口事務)を含む。
- 3) 両者の相関係数は47都道府県については0.195であるが、左上方の比較的規模の大きい7道府県については0.908、右下方の残り40府県については0.636である。

- (注) 1. 地方分権改革推進委員会第42回委員会(2008年4月17日)資料に基づいて作成。
2. 市町村合併進捗率は1999年3月31日から2008年11月1日における市町村数の減少率、移譲法律数は条例に基づく事務処理特例にかかわる法律の件数(2008年4月1日現在)であり、経由事務を含まない。

(2) 関連研究の動向

地方分権改革推進委員会事務局「都道府県から市町村への権限移譲についての調査結果」(2008年4月)では、都道府県から市町村への権限移譲の実態とともに、権限移譲についての住民による評価が整理されている。都道府県による個別の取り組みとしては、北海道「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」フォローアップ報告書(2008年3月)、岐阜県「権限移譲のあり方に関する報告書」(2008年4月)などがある。岡内(2007)、佐藤(2007)は北海道の報告書に基づくモノグラフである⁴⁾。

都道府県から市町村への権限移譲について、行政学・法律学の分野における研究は多い。たとえば『地方行政』『ジュリスト』などでは特集や連載を組んでいる。当該分野について幅広く検討した論考として金井(2010)がある。生沼・板垣(2006)は、屋外広告物を取り上げて都道府県から市町村への権限移譲に伴う課題を検討している。

経済学・財政学の分野では、都道府県と市町村の財政関係あるいは事務配分にかかわる研究は少なくない。たとえば赤井(2009)、赤井・竹本(2008)、野田(2004)、野田(2010)などがある。しかし現在のところ、都道府県から市町村への権限移譲に限定した問題についての研究はみあたらない。

(3) 本稿の目的

北海道や岐阜県の前掲報告書でも指摘されていることだが、都道府県から市町村への権限移譲に伴う問題点として、一般には財政的措置の問題と人的措置の問題(専門的要員の派遣や養成)の2つを容易に思いつくことができる。

本稿では人的措置の問題は扱わない。その代わりに、都道府県から市町村への権限移譲に伴って交付される交付金に着目し⁵⁾、その実態を把握する

4) 地方教育についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、都道府県から市町村への権限移譲が進められている。全国市長会は、当時の加盟802都市を対象に実施した「教育における地方分権の推進に関する調査」(2006年12月)をまとめている。地方教育行政における主要論点については森田(2005)を参照。

5) 都道府県から市町村への権限移譲に伴う交付金制度の名称は、都道府県によって異なる(詳細は付表を参照)。本稿では、便宜的に権限移譲交付金あるいは

とともに、交付金を相対的に多く交付している都道府県(逆に少ない都道府県)においては、都道府県財政・市町村財政に対してどのような影響があるか、歳入・歳出面にどのような特徴があるかを中心に検討していく。これにより地方分権に対応した都道府県・市町村間関係に関する政策的示唆を得ることを意図する。

そのため本稿では、権限移譲の内容や権限移譲交付金の算定方法などにかかわるテクニカルな問題は扱わない。

以下では、都道府県・市町村間財政関係を整理し(第2節)、権限移譲交付金の実態をふまえながら(第3節)、権限移譲の程度に基づく類型ごとの特徴や傾向を分析するとともに(第4節)、都道府県財政・市町村財政への影響をみたく(第5節)、最後に政策的示唆を検討する(第6節)。

2. 都道府県・市町村間財政関係

財政的政府間関係あるいは政府間財政関係は、一般に歳入・歳出でみた政府間の配分状況によって計測される⁶⁾。これにならい本稿でいう財政的政府間関係とは、都道府県純歳出・市町村純歳出比のことを意味する。

(1) 都道府県から市町村への財政移転

都道府県から市町村への財政移転は、都道府県税交付金と補助交付金等に大別される。都道府県税交付金はいわば都道府県版地方譲与税であり、都道府県税の一部を市町村に再配分する仕組みである。都道府県税交付金は、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取引税交付金、軽油取引税交付金などから構成される。2008年度の総額は1兆7,695億円であるが、そのうち1兆2,092億円は地方消費税交付金が占める⁷⁾。

は単純に交付金と呼ぶ。

6) たとえば赤井・鷲見(2001)、財務省財務総合政策研究所・中国国務院発展研究中心(2006)、西川・林(2006)を参照。

7) 東京都の場合は、都道府県税交付金のほかに特別区財政調整交付金がある(2008年度は約1兆円)。東京都における都と市区町村の関係は、ほかの道府県と市町村の関係とは異なるため、図表4ならびに第3節以降の分析では東京都を除外している。

一方、市町村の事業費等に対する補助交付金等の総額は、2008年度に2兆5,971億円である。これには市町村への貸付金などが含まれるが、大半の2兆3,934億円は都道府県支出金である（市町村のほか一部事務組合への交付金等を含む）。

都道府県支出金のうち国庫財源を伴うものは1兆1,979億円、都道府県費のみによるものは1兆1,956億円であり、ほぼ半々である。前者は主にナショナル・ミニマムにかかわる事務事業のほか、残りは公共事業関係などから構成される。都道府県費のみによる都道府県支出金のなかにも1,700億円程度の公共事業関係が含まれるが、1兆円強はその他に分類される。結局、その他の県費のみの都道府県支出金は、都道府県支出金全

体の42.5%を占める。

中央政府・地方政府を通じて財政状況が悪化するなか、都道府県・市町村ともに歳入・歳出は減少傾向にある。ところが、その他の県費のみの都道府県支出金は増加している。2002年度から08年度にかけて7,484億円から1兆229億円に増加し、都道府県歳出に占める割合は1.48%から2.16%へ、市町村歳入に占める割合は1.40%から1.98%へ、それぞれ増大した。

都道府県歳出が減少するなかで都道府県支出金、特にその他の県費のみの都道府県支出金が増加していることは、都道府県から市町村への権限と財源の移譲が何らかのかたちで進展していることを示唆していると考えられる。

図表2 都道府県支出金の推移

(億円)

	都道府県 支出金	県費のみの うちその他	都道府県歳出に占める割合(%)		市町村歳入に占める割合(%)	
			都道府県支出金	県費その他	都道府県支出金	県費その他
2002年度	22,685	7,484	4.49	1.48	4.23	1.40
2003年度	22,554	7,458	4.61	1.52	4.26	1.41
2004年度	21,066	7,582	4.37	1.57	4.02	1.45
2005年度	22,304	8,557	4.66	1.79	4.29	1.64
2006年度	21,836	8,843	4.59	1.86	4.29	1.74
2007年度	23,982	9,645	5.05	2.03	4.70	1.89
2008年度	23,934	10,229	5.05	2.16	4.63	1.98

- (注) 1. 総務省『地方財政白書』から作成。
2. 都道府県歳出と市町村歳入はそれぞれ単純計。一部事務組合に対する支出金を含む。

図表3 市区町村の種別にみた都道府県支出金 (2008年度)

(%)

	市町村歳入に占める		都道府県支出金 に占める 県費その他	人口1人あたり(千円)	
	都道府県 支出金	県費のみの うちその他		都道府県 支出金	県費のうち その他
市 区	4.60	2.04	44.3	17.55	7.78
政令指定都市	2.72	1.51	55.5	12.22	6.78
特別区	4.25	1.55	36.5	16.38	5.97
中核市	4.02	1.94	48.2	13.90	6.70
特例市	5.04	2.26	44.8	16.48	7.39
一般市	5.77	2.39	41.5	21.55	8.95
町 村	6.10	1.99	32.7	28.39	9.28
市区町村	4.78	2.03	42.5	18.65	7.93

- (注) 1. 総務省『地方財政白書』『都道府県決算状況調』『市町村決算状況調』(それぞれ2008年度決算)、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在から作成。
2. 市町村歳入は単純計。

本稿でいう権限移譲交付金は、その他の県費のみの都道府県支出金のなかにも含まれる。しかし、その他の県費のみの都道府県支出金の明細は、総務省や都道府県の統計では明らかにされていない。そのため次節で紹介するとおり、今回、道府

県に対して実態調査をおこなった。

(2) 市町村から都道府県への財政移転

市町村から都道府県に対して事業費等の分担金、負担金、寄付金などが移転されている。2008

年度には総額5,200億円である。このほか市町村税として徴収して都道府県に配分する市町村たばこ税都道府県交付金があるが、これは総額でも23億年にすぎない。市町村による分担金、負担金、寄付金などは市町村の歳出であるが、都道府県にとっては歳入にあたる。

市町村から都道府県ではなく国への財政移転として国直轄事業負担金がある。総務省『地方財政白書』によると、2008年度には都道府県・市町村の純計で1兆1,854億円であり、このうち市町村の負担は1,009億円である⁸⁾。

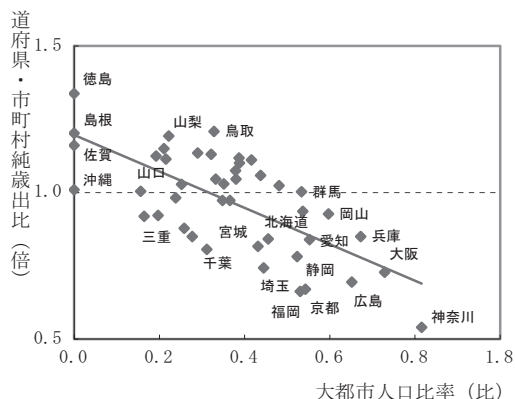
(3) 道府県・市町村間財政関係

みてきたように都道府県と市町村のあいだで、規模は異なるものの双方向の財政移転がおこなわれている。このような重複を除いて純歳出をみる必要がある。本稿では、道府県純歳出を「歳出総額－都道府県税交付金－その他の県費のみの都道府県支出金－国直轄事業負担金」とし⁹⁾、市町村純歳出を「歳出総額－都道府県事業負担金－国直轄事業負担金」とした。

当然、大都市人口比率（総人口に対する政令指定都市・中核市・特例市の人口比率）が高い道府県ほど「純歳出比でみた小さな道府県」であることが分かる（図表4）。両者の相関係数は -0.692 であり、明らかに有意な負の相関がみられる。

道府県・市町村純歳出比によって都道府県・市町村間の財政関係をみると、2008年度の場合、後述の44道府県の加重平均は 0.866 倍である。神奈川県、京都、広島、福岡のように大都市を擁する道府県では 0.7 倍未満と低いのにに対し、鳥取、島根、徳島では 1.2 倍を超える。

図表4 大都市人口比率と都道府県・市町村純歳出比の関係



- (注) 1. 総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」(2008年度決算)、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在から作成。
 2. 都道府県・市町村純歳出比、大都市人口比率の算出方法については本文を参照。
 3. 東京都、福井県、和歌山県を除く。

3. 権限移譲交付金の状況

(1) 実態把握の方法と留意事項

道府県から市町村への権限移譲交付金の詳細は公表されていないため、2010年6～8月、東京都を除く46道府県を対象に文書で照会した。その結果、福井県と和歌山県を除く44道府県から回答があった。

権限移譲交付金に関する分析と解釈に際しては、次のような点に注意する必要がある。

- ① 条例による事務処理特例制度に基づく移譲対象の法律のほぼ半数は経由事務（窓口事務）である（岡内2007）。経由事務そのものは、移譲されても人々の利便性や職員の行政能力向上にはあまり関係しない。以下では断らない限り、経由事務を除いた移譲法律数を基準にしている。
- ② 許認可事務、手数料収入を伴う事務、地方交付税で措置される事務については、原則として交付金は交付されない。そのため移譲法律数と交付金額のあいだに相関があるとは限らない。
- ③ 単一の法律でも権限移譲は複数の条項にわたることが珍しくない。また、移譲対象の条項数が多くても事務量が多いとは限らない。そのため移譲法律数・条項数と交付金額のあいだに明確

8) 総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」(2008年度決算)を集計すると、国直轄事業負担金は都道府県1兆3,381億円、市区町村1,009億円である。内閣府「国民経済計算年報」(2008年度)によると、中央政府から地方政府への支払は28兆1,680億円（うち経常移転22兆3,820億円）であるのに対し、地方政府から中央政府への支払は1兆2,370億円（うち資本移転1兆1,600億円）となっている。

9) 都道府県税交付金とは、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、軽油引取税にかかる交付金をいう。

な比例関係がみられるわけではない。

④ 交付金は一般に「固定費+変動費+その他」によって算定される¹⁰⁾。同一の事務であっても道府県によって算出方法は同一とは限らないという、単価も異なる。今回調査の回答の一部には初年度のみ準備金も含まれている。これらのことも、移譲法律数と交付金額のあいだに比例関係がみられるとは限らないことの一因となっていると推察される。

⑤ 道府県から市町村への権限移譲の状況は、それぞれの道府県知事の考えや県政運営の方針に依存しており、とにかく道府県間のバラツキが大きい。

これらのことに留意する必要があるものの、権限移譲交付金は、道府県から市町村への権限移譲の状況を説明する変数とみなせる。そこで以下では、今回の調査結果と道府県・市町村の財政統計などを組み合わせた分析をおこなう。現時点で入手しうる財政統計である2008年度決算についてみていく。移譲法律数については第42回地方分権改革推進委員会（2008年4月17日）の資料として提示された2008年度の数値を使用する。これには經由事務（窓口事務）を含まない¹¹⁾。

10) たとえば新潟県の条例による事務処理の特例制度に伴う事務移譲交付金交付要綱によると、固定費は処理件数に比例しないか件数の把握が困難な事務に適用され、均等割や人口割によって市町村に配分される。変動費は「標準的処理時間×人件費単価×処理件数」によって算定され、これに事務費や旅費が加味される。その他には初年度のみ準備金、事後的な調整交付金が含まれる。

11) 今回の調査では、2008年度と09年度について、各道府県における制度の名称、移譲法律数・条項数、延べ移譲法律数、交付金額を質問した。しかし、一部の道府県では法律、政省令、道府県条例を厳密に区分できないなど同一基準の比較が困難であるため、本文に示すように第42回地方分権改革推進委員会の資料を用いた。

また、条項ごとに対象市町村数を細かく調べれば権限移譲交付金額とのあいだに比例関係がみられることが期待されるが、「条項数×対象市町村数」は道府県によっては1万を超え、膨大な作業が予想されるため、今回の調査では「經由事務を含む法律数×対象市町村数」によって延べ移譲法律数を質問した。しかし、この回答についても道府県によってバラツキが大きいため、分析には使用していない。

(2) 権限移譲交付金の道府県間格差

2008年度の場合、44道府県における権限移譲交付金の合計は76億2,123万円、1道府県あたりにすると1億7,321万円である¹²⁾。当該道府県に属する市町村における歳入総額は44.1兆円であるので、76.2億円というのはそのわずか0.017%にすぎない。2010年度に導入された子ども手当の事務費として国から地方自治体に総額166億円、1都道府県あたり3.5億円が交付されたが、権限移譲交付金はその半分程度の規模に相当する。

権限移譲交付金の規模は、神奈川県と広島県では11億円を超えるのに対し、沖縄県では1,041万円であり、100倍以上の格差がみられる。

総額ではなく単位あたりでみると、移譲法律1件あたりでは平均432万円、最大2,130万円（神奈川県）、最小60万円（宮崎県）、変動係数0.97。1市町村あたりでは平均451万円、最大5,103万円（広島県）、最小25万円（沖縄県）、変動係数1.63。人口1人あたりでは平均68円、最大410円（広島県）、最小7円（沖縄県）、変動係数0.94。市町村一般職員1人あたりでは平均9,421円、最大54,438円（広島県）、最小988円（沖縄県）、変動係数0.96である。

移譲法律あたり、人口あたり、市町村一般職員あたりでみたときには変動係数は0.9台であり、おおむね似通っている。しかし、市町村あたりでみたときにはバラツキが拡大する。これは、市町村の規模や属性（政令指定都市、中核市、特例市など）に応じて権限移譲と交付金交付の状況が異なることを示唆している。

移譲法律数と単位あたり交付金の相関係数を求めてみると、市町村一般職員1人あたり交付金については0.475、市町村あたり交付金については0.468、人口1人あたり交付金については0.454であり、ほぼ同じである（いずれも99%水準で有意）。ところが、移譲法律数と移譲法律1件あたり交付金の相関係数は0.292と低く、しかも有意ではない。

移譲法律数が増えれば全般に単位あたり交付金も増加するなかで、移譲法律1件あたり交付金についてはそのような傾向はみられない。これは前項でふれたように、単一の法律でも複数の条項に

12) 2008年度決算額。大阪府と鹿児島県については当初予算額を用いている。詳細は付表を参照。

わたることが少なくないこと、移譲対象の条項数が多くても事務量が多いとは限らないことが関係していると思われる。

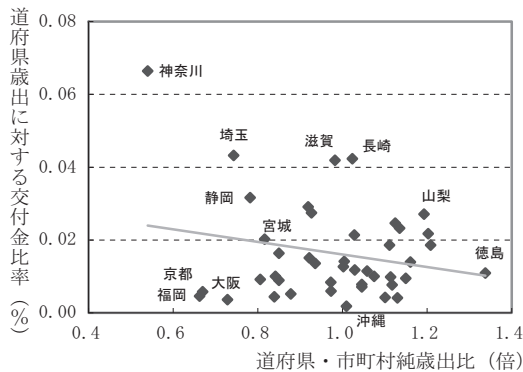
なお、延べ移譲法律数、つまり「経由事務を含む法律数×対象市町村数」を確認できた28県についてみると、延べ移譲法律数1件あたり交付金は23万円、最大は148万円（神奈川県）、最小は25万円（奈良県）、変動係数1.22であった。延べ移譲法律数には経由事務を含むせいか、変動係数は移譲法律1件あたりの金額に比較して大きくなっている。

(3) 道府県・市町村純歳出比との関係

44道府県における権限移譲交付金の合計約76.2億円というのは、当該道府県における歳出の合計約39.5兆円の0.019%にあたる。これは、当該道府県における市町村の歳入合計に対する交付金比率をわずかに上回る。

道府県歳出に対する権限移譲交付金比率（sdp）を縦軸とし、道府県・市町村純歳出比を横軸として44道府県をプロットしてみた（図表5）。それによると、予想されるとおり、一般的に「純歳出比でみた大きな道府県」でsdpが低く、「純歳出比でみた小さな道府県」ではsdpが高い傾向があるようにみえる。前者の事例は徳島県や宮崎県であり、後者の代表は埼玉県、静岡県、広島県など

図表5 道府県・市町村純歳出比と道府県歳出に対する権限移譲交付金比率の関係



- (注) 1. 今回調査、総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」(2008年度決算)から作成。
2. 東京都、福井県、和歌山県を除く。この図には広島県を含まない。

である。その一方、大都市比率が高く「純歳出比でみた小さな道府県」である京都府、大阪府、福岡県ではsdpは低く、青森県や宮崎県のsdpとあまり変わらない。

両者の相関係数は-0.326であり、負の相関がみられる(95%水準で有意)。とはいえ広島県のsdpが突出しており、相関係数を押し上げていることが考えられる。念のため、広島県を除いた両者の相関係数を求めてみると-0.220であり、有意とはいえない(図表5には広島県を含まない)。

(4) 道府県・市町村の属性との関係

移譲法律数、単位あたり権限移譲交付金(法律1件あたり、1市町村あたり、人口1人あたり、市町村一般職員1人あたり)、合併倍率、市町村歳入に対する交付金比率(sdm)、および道府県歳出に対する交付金比率(sdp)のそれぞれについて、道府県・市町村の人口や財政にかかわる指標との相関係数を調べてみた(図表6)。これから次のことが指摘される¹³⁾。

第1に、sdmならびにsdpは、移譲法律数そのものや法律1件あたり交付金との相関よりも、人口1人あたり交付金あるいは市町村一般職員1人あたり交付金との相関が高い。このことは「標準的処理時間×人件費単価×処理件数」という交付金の算定方法から首肯できる。

第2に、合併倍率については、法律1件あたり交付金ならびに1市町村あたり交付金と負の関係にあり、市町村数については、移譲法律数と1件あたり交付金を除く残余の項目と負の関係にある。合併が進展している道府県では市町村数がより少ないはずなので、これも当然のことである。市町村数とsdmならびにsdpの関係は負であるのに対し、合併倍率とsdmとの相関係数は正であり、有意ではないものの0.318である。合併が進展して「純歳出比でみた小さな道府県」が達成された結果、道府県・市町村純歳出比と合併倍率の相関係数は0.512と高い(99%水準で有意)。

また、道府県・市町村純歳出比と法律1件あたり交付金あるいは1市町村あたり交付金は負の関

13) 以下の分析は、上述の44道府県からさらに広島県と沖縄県を除く42道府県を対象としたものである。その理由は次節で説明する。

図表6 単位あたり権限移譲交付金と主要指標との相関係数

	移譲法律数	移譲交付金					合併倍率	移譲交付金	
		法律1件 あたり	1市町村 あたり	人口1人 あたり	市町村一般 職員あたり	市町村 歳入比		道府県 歳出比	
交付金	市町村歳入比	0.372 *	0.535 **	0.674 **	0.963 **	0.987 **	0.318 *	1.000 -	0.920 **
	道府県歳出比	0.432 **	0.789 **	0.882 **	0.835 **	0.918 **	0.085	0.920	1.000 -
	移譲法律1件あたり	0.170	1.000 -	0.904	0.437	0.557	-0.299	0.535	0.789
	1市町村あたり	0.369 *	0.904 **	1.000 -	0.602	0.699	-0.068	0.674	0.882
	人口1人あたり	0.317 *	0.437 **	0.602 **	1.000 -	0.975	0.402	0.963	0.835
市町村一般職員1人あたり	0.353 *	0.557 **	0.699 **	0.975 **	1.000 -	0.299	0.987	0.918	
合併倍率	0.125	-0.299	-0.068	0.402 **	0.299	1.000 -	0.318	0.085	
市町村数	0.235	0.061	-0.147	-0.287	-0.249	-0.538 **	-0.269	-0.157	
移譲法律数	1.000 -	0.170	0.369	0.317	0.353	0.125	0.372	0.432	
道府県・市町村純歳出比	-0.164	-0.543 **	-0.379 *	0.195	0.061	0.512 **	0.084	-0.220	
人口	道府県人口	0.253	0.587 **	0.414 **	-0.166	-0.043	-0.629 **	-0.064	0.216
	1市町村あたり	0.204	0.707 **	0.688 **	0.036	0.156	-0.362 *	0.133	0.414 **
	大都市人口比率	0.145	0.456 **	0.391 *	-0.127	-0.021	-0.308 *	-0.079	0.168
	一般都市人口比率	-0.048	-0.344 *	-0.250	0.223	0.123	0.405 **	0.197	-0.039
	町村人口比率	-0.268	-0.401 **	-0.446 **	-0.177	-0.225	-0.121	-0.243	-0.347 *
	人口密度	0.077	0.572 **	0.493 **	-0.050	0.057	-0.586 **	0.036	0.283
	道府県一般職員1人あたり	0.196	0.628 **	0.479 **	-0.141	0.010	-0.532 **	0.004	0.297
市町村一般職員1人あたり	0.095	0.509 **	0.373 *	-0.047	0.148	-0.430 **	0.131	0.338 *	
道府県	地方税/地方交付税比	-0.043	-0.014	-0.060	-0.176	-0.163	-0.146	-0.172	-0.135
	地方税/手数料比	0.155	0.351 *	0.307 *	0.001	0.099	-0.250	0.117	0.249
	うち法定事務	0.014	-0.095	-0.064	-0.014	-0.006	0.078	0.013	-0.032
	うち自治事務	0.100	0.169	0.162	-0.095	-0.026	-0.117	-0.065	0.066
	地方税/国庫支出金比	0.148	0.591 **	0.463 **	-0.089	0.064	-0.482 **	0.076	0.332 *
	地方税/地方債比	0.159	0.637 **	0.535 **	-0.082	0.072	-0.558 **	0.077	0.364 *
地方税/人件費比	0.185	0.463 **	0.362 *	-0.127	0.015	-0.395 **	0.029	0.248	
市町村	地方税/地方交付税比	0.176	0.822 **	0.812 **	0.153	0.273	-0.423 **	0.243	0.553 **
	地方税/手数料比	0.239	0.147	0.135	-0.039	0.046	-0.165	0.093	0.173
	うち法定事務	0.047	0.297	0.129	-0.271	-0.160	-0.598 **	-0.149	0.043
	うち自治事務	0.216	0.113	0.122	-0.006	0.071	-0.084	0.120	0.175
	地方税/国庫支出金比	0.067	0.251	0.174	-0.018	0.090	-0.135	0.161	0.235
	地方税/地方債比	0.124	0.445 **	0.307 *	-0.062	0.091	-0.406 **	0.136	0.297
地方税/人件費比	0.115	0.528 **	0.413 **	-0.018	0.141	-0.347 *	0.151	0.353 *	
道府県	財政力指数	0.137	0.516 **	0.391 *	-0.122	0.023	-0.421 **	0.039	0.270
	経常収支比率	-0.192	0.175	0.094	-0.132	-0.090	-0.074	-0.096	-0.002
	実質公債費比率	0.141	-0.313 *	-0.349 *	-0.203	-0.279	0.089	-0.280	-0.353 *
市町村	財政力指数	0.169	0.536 **	0.477 **	0.049	0.192	-0.258	0.218	0.400 **
	経常収支比率	-0.325 *	0.061	-0.016	-0.251	-0.262	-0.250	-0.283	-0.202
	実質公債費比率	-0.114	-0.142	-0.031	0.337 *	0.227	0.318 *	0.189	0.035

- (注) 1. 今回調査、総務省『地方財政白書』『都道府県決算状況調』『市町村決算状況調』（それぞれ2008年度決算）、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在から作成。
 2. 合併倍率は1999年3月31日現在と2009年3月31日現在の比較。
 3. 市町村の財政関係指標は当該道府県に属する市町村の単純平均。
 4. 数値は相関係数、記号は有意差検定結果。**は99%水準、*は95%水準。

係にあり、「純歳出比でみた大きな道府県」では法律1件あたり交付金も1市町村あたり交付金も相対的に少ない。

第3に、法律1件あたり交付金あるいは1市町村あたり交付金は、主に人口規模に関係しているとみられる。つまり、道府県人口、1市町村あたり人口、道府県一般職員1人あたり人口、市町村一般職員1人あたり人口との正の相関が全般に高い。大都市人口比率との正の相関も高い半面、町村人口比率ならびに人口密度とは負の関係にある。これらの項目についてはsdpとの正の相関も

比較的高い。

第4に、法律1件あたり交付金、1市町村あたり交付金、およびsdpは、道府県財政における地方税・国庫支出金比、地方税・地方債比、地方税・人件費比、および道府県の財政力指数と正の相関があり、全般に有意である。逆に、実質公債費比率とは負の関係にある。つまり、財政的に余裕のある道府県において単位あたり交付金が相対的に多く、sdpが相対的に高いことが示唆されている。

第5に、道府県財政についていえることは、市町村財政についてもおおむねあてはまる。つまり、

財政的に余裕のある市町村において単位あたり交付金が相対的に多く、sdpが相対的に高い。

以上の分析は単年度についてみたものであり、時系列での比較ではない。しかし、市町村合併を契機に市町村数が減少した道府県では、市町村への権限移譲にあわせて交付金をより積極的に交付してきたことが推察される。

図表6をみると合併倍率と道府県ならびに市町村の財政関係指標は負の関係にあり、そのなかで実質公債費比率とは正の関係にある。これも時系列で追うことはできないものの、合併が進展していない道府県・市町村では財政的により厳しい状況に置かれているとみられる。

4. 類型別にみた権限移譲交付金の状況

(1) 道府県の類型化

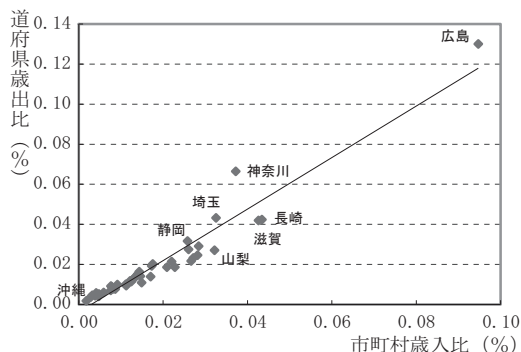
市町村歳入に対する交付金比率 (sdm) と道府県歳出に対する交付金比率 (sdp) の関係をみると (図表8)、両者の相関係数は0.964であり、ほぼ直線上に並んでいる。

しかし、完全に重なるわけではない。回帰直線より上方に位置する道府県では受け手側のsdmに比較して出し手側のsdpが相対的に多いのに対し、下方に位置する道府県ではsdmに比較してsdpが相対的に少ないといえる。44道府県のなかでは広島県の位置が突出しており、sdmとsdpの両方が第2位以下の道府県を大きく引き離している。

このようにsdmとsdpの相関はきわめて高いため、以下ではsdmに基づいて道府県を類型化し、類型間で権限移譲交付金の状況を比較・検討する。ただし以下では、次の理由により広島県と沖縄県を除く42道府県を対象にしている。

広島県については、同県の積極的な取り組みにより、sdmとsdpがともに過度に突出していることである¹⁴⁾。類型別の平均値を算出する場合や類

図表8 市町村歳入と都道府県歳出に占める権限移譲交付金比率



(注) 1. 今回調査、総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」(2008年度決算)から作成。
2. 東京都、福井県、和歌山県を除く。

型ごとに歳入・歳出との関係をみていく場合、広島県の数値に全体の傾向が引きずられてしまうおそれがある。

沖縄県については、歳入・歳出の状況が他県と少し異なるとともに、sdmとsdpの両方がいちじるしく低いからである。たとえば歳入に占める国庫支出金の比率は、同県の県財政では28.1% (47都道府県平均12.0%)、市町村財政では20.8% (同11.6%)である¹⁵⁾。また、44道府県におけるsdmの単純平均は0.0177%、標本標準偏差は0.0162であるが、沖縄県のsdmは平均と標本標準偏差の差を下回っている。

広島県と沖縄県を除く42道府県についてsdmの高低に基づいて2つのグループに分けたうえで、それぞれのグループについて政令指定都市の有無により、次の4つの類型を設定した¹⁶⁾。

①類型Ⅰ：sdmが単純平均を超え、政令指定都市を有する宮城、埼玉、神奈川、新潟、静岡、兵

15) このほか国庫提供施設等所在市町村助成交付金がある。2008年度決算でみると、同交付金の総額は約325億円、うち約2,200万円は東京都向けであり、残りは関係市町村に交付されている。そのうち沖縄県分は全国の2割強の約68億円である。これは同県に対する国庫支出金 (県1,653億円、市町村1,212億円) に比較すればはるかに規模は小さい。

16) 政令指定都市の有無は、財政データと同じく2008年度を基準にしている。ただし、2009年4月1日に政令指定都市に移行した岡山市を抱える岡山県については、類型Ⅱではなく類型Ⅰに区分した。

14) 広島県は、2004年11月に「分権改革推進計画」を策定し、2005～09年度の5か年にわたって、市町村への権限移譲と財源移譲を積極的に推進してきた。同県はこれを「広島県型分権システム」と呼んでいる。将来的に都道府県の再編を展望しながら、市町村合併にあわせて基礎自治体としての市町村の機能強化を図ろうとしてきたことに特徴がある。

庫、岡山の7県

- ②類型Ⅱ：sdmが単純平均を超えているが、政令指定都市を有さない秋田、茨城、栃木、山梨、岐阜、三重、滋賀、鳥取、島根、山口、徳島、香川、佐賀、長崎の14県
- ③類型Ⅲ：sdmが単純平均に満たず、政令指定都市を抱える北海道、千葉、愛知、京都、大阪、福岡の6道府県
- ④類型Ⅳ：sdmが単純平均に満たず、政令指定都市を持たない青森、岩手、山形、福島、群馬、

富山、石川、長野、奈良、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島

この類型化はきわめて素朴であるにもかかわらず、結果として比較に適したものであると考えられる。類型Ⅰと類型Ⅲは政令指定都市を有する点で共通し、類型Ⅱと類型Ⅳはその他の県であるという点で共通しているが、それぞれ権限移譲への取り組みにおいて異なるからである。

前節でみたのと同じ道府県・市町村の社会的指標や財政関係指標について、類型ごとの単純平均

図表9 類型別にみた主要指標

			類型Ⅰ	類型Ⅲ	類型Ⅱ	類型Ⅳ
交付金	市町村歳入比	(%)	0.0238 >>	0.0051	0.0253 >>	0.0088
	道府県歳出比	(%)	0.0313 >>	0.0063	0.0231 >>	0.0083
	移譲法律1件あたり	(千円)	7,379	3,416	3,496 >>	1,961
	1市町村あたり	(千円)	11,400 >	1,779	5,343 >>	1,677
	人口1人あたり	(円)	88 >>	21	105 >>	36
	市町村一般職員1人あたり	(円)	12,994 >>	2,892	13,516 >>	4,574
合併倍率		(倍)	0.467 >	0.252	0.566 >>	0.439
市町村数		(実数)	39.3	72.0	26.3 <	36.8
移譲法律数		(件)	61.9 >>	34.3	39.1	33.1
道府県・市町村純歳出比		(倍)	0.799	0.758	1.096	1.036
人口	道府県人口	(千人)	4,569	5,858	1,374	1,470
	1市町村あたり	(千人)	117	106	51	45
	大都市人口比率	(%)	0.575	0.520	0.210 <<	0.346
	一般都市人口比率	(%)	0.347	0.387	0.640 >>	0.473
	町村人口比率	(%)	0.078	0.093	0.150	0.182
	人口密度	(人/km ²)	1,067	1,466	281	204
	道府県一般職員1人あたり	(人)	446	458	248	250
	市町村一般職員1人あたり	(人)	145	143	129	127
道府県	地方税/地方交付税比	(倍)	12.6	561.5	1.3	0.9
	地方税/手数料比	(倍)	85.6	90.7	74.3 >	64.5
	うち法定事務	(倍)	1,083.1	693.8	2,045.7	766.6
	うち自治事務	(倍)	177.2	240.0	97.4	108.1
	地方税/国庫支出金比	(倍)	3.83	4.06	2.09	1.78
	地方税/地方債比	(倍)	3.25	3.20	1.95	1.80
	地方税/人件費比	(倍)	1.22	1.29	0.91	0.83
市町村	地方税/地方交付税比	(倍)	13.7	8.2	1.9	1.3
	地方税/手数料比	(倍)	74.2	59.2	60.3	66.4
	うち法定事務	(倍)	706.4	904.7	520.6	543.4
	うち自治事務	(倍)	83.4	63.6	70.1	76.4
	地方税/国庫支出金比	(倍)	4.14	3.85	3.64	2.99
	地方税/地方債比	(倍)	5.01	5.37	4.19	3.52
	地方税/人件費比	(倍)	2.32	2.28	1.85	1.72
道府県	財政力指数	(指数)	0.67	0.73	0.45	0.40
	経常収支比率	(%)	95.8	95.5	95.1	96.5
	実質公債費比率	(%)	14.2	14.4	14.1	14.3
市町村	財政力指数	(指数)	0.73	0.69	0.57 >	0.44
	経常収支比率	(%)	91.2	93.1	90.1	91.9
	実質公債費比率	(%)	13.5	11.2	14.7	14.8

- (注) 1. 今回調査、総務省『地方財政白書』『都道府県決算状況調』『市町村決算状況調』(それぞれ2008年度決算)、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在と2009年3月31日現在の比較。
 2. 合併倍率は1999年3月31日現在と2009年3月31日現在の比較。
 3. 市町村の財政関係指標は当該道府県に属する市町村の単純平均。
 4. 数値は各類型に属する道府県の単純平均、記号は有意差検定結果。<<は99%水準、<は95%水準。

を求め、相互に関連のある類型間で有意差検定をおこなった(図表9)。

(2) 政令指定都市を有する道府県間比較一類型Ⅰと類型Ⅲ一

類型Ⅰと類型Ⅲは、政令指定都市を抱える点で共通しているが、sdmとsdpにおいて異なる。道府県人口ならびに1市町村あたり人口は類型Ⅰで457万人と11.7万人、類型Ⅲで586万人と10.6万人であり、有意差はない。また、道府県一般職員1人あたり人口、市町村一般職員1人あたり人口についても有意差はみられない。

その意味でも両類型を比較することに意義があるといえる。有意差検定の結果、次のような特徴が指摘される。

第1に、類型の定義のうえから当然のことではあるが、sdm、sdp、および単位あたり交付金については両類型間で大きな差がある。移譲法律数については類型Ⅰの61.9に対し、類型Ⅲではその半数あまりの34.3にとどまっている。

第2に、合併倍率について有意差がみられる。このことは、市町村合併が権限移譲の大きな契機になっていることを裏づけている。類型Ⅲでは合併倍率0.252、市町村数は72.0であるのに対し、類型Ⅰでは合併倍率0.467、市町村数は類型Ⅲの半分強の39.3である。

第3に、道府県・市町村純歳出比については有意差は認められない。類型Ⅰでは0.799、類型Ⅲでは0.758であり、この類型化でみる限り前者のほうが「純歳出比でみた大きな道府県」といえる。

第4に、人口関係指標ならびに道府県・市町村の財政関係指標については、95%水準以上で有意な差があるとはいえない¹⁷⁾。

(3) 政令指定都市を有さない一般県間比較一類型Ⅱと類型Ⅳ一

類型Ⅱと類型Ⅳは、政令指定都市を持たない点で共通しているが、sdmとsdpにおいて異なる。県人口ならびに1市町村あたり人口は類型Ⅰで137万人と5.1万人、類型Ⅲで147万人と4.5万人であり、有意差はない。また、道府県一般職員1人

あたり人口、市町村一般職員1人あたり人口についても有意差はみられない。

その意味でも両類型を比較することに意義がある。両類型間での有意差検定の結果、次のような特徴を指摘することができる。

第1に、やはり定義のうえから当然のことではあるが、sdm、sdpおよび単位あたり交付金については、いずれも99%水準で有意差がみられる。しかし、移譲法律数そのものについては類型Ⅱで39.1、類型Ⅳで33.1であり、差はあっても有意とはいえない。

第2に、合併倍率ならびにその結果としての市町村数について有意差がある。政令指定都市を持たない県においては、政令指定都市を擁する道府県の場合よりも市町村合併を契機とした権限移譲への取り組みがさらに明瞭にあらわれている。

第3に、sdmとsdpが高い類型Ⅱでは、大都市人口比率(ここでは総人口に対する中核市・特例市の人口比率)が0.210と低く、一般都市人口比率が0.640と高い(類型Ⅱには中核市・特例市のない島根、徳島、佐賀が含まれている)。これに対しsdmとsdpが低い類型Ⅳでは、逆に大都市人口比率が0.346と高く、一般都市人口比率が0.473と低い(類型Ⅳは、青森、富山、石川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島といった県内一極集中型の県庁所在都市を有する県から主に構成される)。

第4に、道府県・市町村の財政関係指標については、全般に類型Ⅱのほうが類型Ⅳに比較して良好といえる。市町村については財政力指数について有意差がみられる。

5. 道府県・市町村財政と権限移譲交付金の関係

人口あたり権限移譲交付金と人口あたりでみた道府県・市町村の歳入・歳出との関係について、有意差検定等によって点検した。

(1) 人口あたりでみた権限移譲交付金と歳入・歳出の関係

道府県ならびに市町村の費目別歳入・歳出を人口1人あたりにしたうえで、人口1人あたり交付金との相関係数を4類型別に求めてみた(図表10)。これから次の点が指摘される。

17) 類型Ⅱの地方税・地方交付税比が大きいのは、この類型に愛知県が含まれているからである。

第1に、類型Ⅰについては道府県財政・市町村財政ともに、ほとんどの費目について符号が負である。つまり、人口あたり交付金が多い道府県では人口あたり歳入も人口あたり歳出も少ないということである。そのなかで有意ではないものの、

地方税については符号が正である。このことは、類型Ⅰの道府県が「純歳出比でみた小さな道府県」であると同時に、歳入面では比較的余裕があることを示唆している。

第2に、類型Ⅲについては、道府県財政・市町

図表10 人口あたりでみた権限移譲交付金と主要指標の相関係数

	道 府 県				市 町 村			
	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	類型Ⅳ	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	類型Ⅳ
歳入総額	-0.737	0.358	0.775	0.406	-0.541	0.574 *	0.458	0.412
地方税	0.513	-0.386	-0.554	0.101	0.695	-0.327	-0.723	0.168
地方譲与税	-0.462	0.145	0.945 **	0.520 *	-0.550	0.007	0.873 *	0.149
地方特例交付金等	0.113	-0.414	-0.416	0.185	0.568	-0.165	-0.729	-0.001
地方交付税	-0.711	0.337	0.864 *	0.251	-0.651	0.478	0.823 *	0.159
交通安全対策特別交付金	-0.022	-0.525	0.439	0.283	-0.034	-0.536 *	-0.018	0.268
分担金・負担金	-0.679	0.556 *	0.617	0.115	-0.136	0.425	0.116	-0.198
使用料	-0.904 **	0.319	-0.345	0.111	-0.460	0.428	0.259	0.355
手数料	-0.573	-0.248	0.695	-0.073	-0.058	-0.026	0.307	0.106
うち法定事務	0.561	0.291	-0.182	-0.001	-0.247	-0.118	0.509	0.430
うち自治事務	-0.617	-0.341	0.281	-0.039	-0.031	0.038	0.291	0.052
国庫支出金	-0.624	0.517	0.868 *	-0.041	0.060	0.688 **	0.201	0.028
都道府県支出金					-0.547	0.525	0.491	0.067
うち国庫					-0.539	0.376	0.618	-0.193
うち県費					-0.528	0.643 *	-0.121	0.501
財産収入	0.195	0.238	0.097	0.167	-0.416	0.630 *	0.068	0.331
寄附金	-0.320	-0.073	-0.033	0.313	-0.497	0.198	0.454	-0.397
繰入金	-0.591	0.180	-0.309	-0.495	-0.431	0.144	0.662	-0.072
繰越金	-0.478	0.113	-0.547	0.130	0.152	-0.365	-0.227	0.178
諸収入	-0.765 *	0.087	0.371	0.455	-0.348	0.155	0.162	0.309
地方債	-0.676	0.437	0.713	0.380	-0.538	0.522	0.151	0.360
道府県税交付金					-0.243	-0.447	-0.483	0.252
歳出総額	-0.738	0.363	0.783	0.406	-0.568	0.588 *	0.469	0.367
議会費	-0.306	0.176	0.252	0.399	-0.580	0.095	0.919 **	0.135
総務費	-0.398	0.132	0.323	-0.322	-0.682	0.485	0.759	0.249
民生費	-0.664	0.251	0.349	0.182	-0.207	0.609 *	0.066	0.123
衛生費	-0.674	0.542 *	0.979 **	0.388	-0.361	0.665 **	0.699	-0.046
労働費	-0.821 *	0.289	0.236	0.359	-0.318	0.260	0.429	0.488
農林水産業費	-0.259	0.505	0.934 **	0.026	-0.496	0.424	0.902 *	0.123
商工費	-0.871 *	0.133	0.187	0.368	-0.227	0.186	0.234	0.301
土木費	-0.696	0.386	0.763	0.371	-0.286	0.351	0.384	0.139
警察費（消防費）	-0.073	0.629 *	-0.412	0.346	-0.460	0.057	0.619	0.259
教育費	-0.773 *	0.544 *	0.571	0.339	-0.809 *	0.024	0.843 *	0.291
災害復旧費	-0.477	0.238	0.548	0.156	-0.528	0.352	0.041	0.117
公債費	-0.663	0.202	0.857 *	0.343	-0.568	0.554 *	0.586	0.304
道府県諸税	-0.243	-0.447	-0.483	0.252	-0.304	0.417	-0.128	0.069
歳出総額	-0.738	0.363	0.783	0.406	-0.568	0.588 *	0.469	0.367
人件費	-0.691	0.427	0.724	0.448	-0.592	0.125	0.334	0.311
うち議員	-0.420	0.056	0.106	0.321	-0.588	0.038	0.909 *	0.186
うち職員	-0.668	0.476	0.771	0.483	-0.593	0.174	0.281	0.343
物件費	-0.251	0.018	0.859 *	0.321	-0.581	0.448	0.720	0.164
維持補修費	-0.261	0.133	0.312	0.426	-0.429	-0.229	0.850 *	0.189
扶助費	0.257	0.358	0.531	-0.072	0.090	0.669 **	-0.050	-0.053
補助費等	-0.611	0.479	0.279	0.418	-0.557	0.514	0.647	-0.070
普通建設事業費	-0.667	0.484	0.841 *	-0.040	-0.204	0.425	0.432	0.295
災害復旧事業費	-0.477	0.238	0.544	0.157	-0.528	0.352	0.041	0.117
公債費	-0.662	0.203	0.856 *	0.343	-0.570	0.555 *	0.588	0.304
積立金	-0.671	0.084	-0.304	-0.166	-0.709	0.366	-0.105	0.278
投資・出資金	-0.208	-0.143	-0.486	0.309	-0.289	0.503	-0.106	0.394
貸付金	-0.732	0.154	0.456	0.441	-0.363	0.100	0.187	0.286
繰出金	-0.138	-0.060	-0.424	0.101	-0.350	0.308	0.411	0.326

(注) 1. 今回調査、総務省『地方財政白書』『都道府県決算状況調』『市町村決算状況調』（それぞれ2008年度決算）、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在から作成。
2. 数値は人口あたり権限移譲交付金と同歳入・歳出の相関係数。記号は有意差検定結果。**は99%水準、*は95%水準。

村財政ともに類型Ⅰと符号が逆である。つまり、ほとんどの費目について人口あたり交付金が少ない道府県では人口あたり歳入も人口あたり歳出も少ない傾向にある。ところが地方税については符号が負であり、人口あたり地方税が多い道府県では財源移譲に積極的とはいえない（京都や大阪が足を引っ張る形になっている）。

第3に、類型Ⅱと類型Ⅳについては、県財政・市町村財政ともに符号がほぼ一致しており、相関係数もおおむね近似している。類型Ⅱと類型Ⅳのあいだの違いの1つは、人口あたり地方税に関する符号が逆転していることである。類型Ⅱでは県財政・市町村財政ともに負であるが、類型Ⅳでは県財政・市町村財政ともに正である。

第4に、県費のみの道府県支出金については、政令指定都市を抱える類型Ⅰと類型Ⅲで負、そうではない類型Ⅱと類型Ⅳで正である。人口あたり権限移譲交付金が多い道府県の場合、政令指定都市を有する道府県では交付金以外の支出金はより少ない傾向があるのに対し、そうではない県においては交付金以外の県費のみの道府県支出金が多い傾向にあることが示唆されている。

(2) 権限移譲交付金と歳入・歳出の関係

42道府県を対象に人口あたり権限移譲交付金を目的変数とし、道府県の人口あたり費目別歳入・歳出ならびに市町村の人口あたり費目別歳入・歳出をそれぞれ説明変数として、変数逐次減少法による重回帰分析をおこなった（図表11）。合計6種類の分析結果から、以下のような点を指摘することができる¹⁸⁾。

第1に、道府県の歳入においては手数料のみが負で有意である。手数料収入を伴う事務の移譲に際しては一般には交付金は交付されない。しかし、権限移譲に積極的な道府県では手数料収入を伴う事務を含めて市町村に移譲しており、それが手数料収入の少なさにつながっていると解釈すればつじつまがあう。

実際、人口あたり手数料を4類型別にみてみ

ると（類型ごとの単純平均）、類型Ⅰで1.52千円、類型Ⅲで1.53千円、類型Ⅱで1.64千円、類型Ⅳで1.74千円であり、いずれも権限移譲に積極的な道府県のほうが少ない。

第2に、市町村の歳入については、地方税、地方交付税、繰入金が正で有意であり、地方譲与税と使用料が負で有意である。市町村歳入にとって地方税と地方交付税とはトレードオフ関係にあるが、今回の重回帰分析結果によると、人口あたり交付金に対していずれも正で有意に働いている。これは、埼玉や神奈川を例外とすれば地方圏の道府県においてsdmとsdpが全般に高いことが関係していると推察される。

市町村の使用料については有意に作用していない。ところが、人口あたり使用料（類型ごとの単純平均）は、類型Ⅰで2.32千円、類型Ⅲで2.47千円、類型Ⅱで3.06千円、類型Ⅳで1.98千円である¹⁹⁾。これを道府県の場合と突き合わせてみると、権限移譲に消極的な類型Ⅱと類型Ⅳでは道府県の手数料が比較的多く、市町村の手数料が比較的少ないのに対し、権限移譲に積極的な類型Ⅰと類型Ⅲはその逆である。これは、上述の解釈を裏づけていると考えられよう。

第3に、道府県の目的別歳出については、議会費、農林水産業費、警察費が正で有意であり、民生費が負で有意である。一方、市町村の目的別歳出については、総務費が正で有意であるほかは、議会費、民生費、土木費がいずれも負で有意であるとなっている。

民生費については道府県・市町村ともに負に働いている。民生費は社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費から構成されるが、これらの負担がより大きい道府県あるいは市町村では、権限移譲交付金が相対的に少ない傾向にあるといえる。

市町村において総務費が正に働いているのは、道府県からの権限移譲と交付金の交付に伴って、特に人件費の増加につながっていることが考えられる（2008年度の場合、全国の市町村の総務費の46.8%は人件費が占める）。

18) 人口あたりでみるとときには規模の経済が作用するため、WLS（加重最小二乗法）を用いることが適していると考えられるが、ここでは主に回帰係数の符号と相対的なウエイトをみることを目的として通常の重回帰分析を使用している。

19) 人口あたり使用料に関する類型間の有意差検定によると、都道府県については認められないが、市町村については類型Ⅰと類型Ⅲ、類型Ⅱと類型Ⅳのあいだでそれぞれ99%水準の有意差がみられる

また、人口あたり議会費をみると（類型ごとの単純平均）、道府県では類型Ⅰで0.56千円、類型Ⅲで0.52千円、類型Ⅱで1.00千円、類型Ⅳで0.88

千円であり、市町村では類型Ⅰで2.44千円、類型Ⅲで2.55千円、類型Ⅱで3.51千円、類型Ⅳで3.65千円となっている。類型Ⅰと類型Ⅲは、類型Ⅱと

図表11 人口あたりでみた権限移譲交付金の規定因

a. 道府県		b. 市町村	
歳入		歳入	
地方税		0.003	**
地方譲与税		-0.025	**
地方特例交付金等			
地方交付税		0.002	**
交通安全対策特別交付金			
分担金・負担金	0.009		
使用料			
手数料	-0.078	-0.011	*
国庫支出金			
財産収入			
寄附金			
繰入金	0.002	-0.046	
繰越金		0.005	*
諸収入		0.004	
地方債			
都道府県譲与金			
修正済み決定係数	0.129	0.235	
F値	3.017	2.800	*
目的別歳出		目的別歳出	
議会費	0.099	-0.064	**
総務費		0.005	**
民生費	-0.005	-0.001	*
衛生費		0.003	
労働費			
農林水産業費	0.002		
商工費			
土木費		-0.001	*
警察費	0.006		
教育費			
災害復旧費			
公債費			
道府県諸税			
修正済み決定係数	0.278	0.449	
F値	4.947	7.673	**
性質別歳出		性質別歳出	
人件費			
物件費		0.004	*
維持補修費		-0.008	
扶助費			
補助費等			
普通建設事業費	0.001		
災害復旧事業費	-0.007	-0.009	
公債費			
積立金			
投資・出資金			
貸付金			
繰出金	0.010	0.002	
修正済み決定係数	0.122	0.194	
F値	2.899	3.466	*

(注) 1. 今回調査、総務省『地方財政白書』『都道府県決算状況調』『市町村決算状況調』（それぞれ2008年度決算）、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口・人口動態及び世帯数」2009年3月31日現在から作成。
 2. 人口あたり権限移譲交付金を目的変数とし、道府県・市町村の人口あたり歳入・歳出を説明変数とした変数逐次減少法による重回帰分析結果。数値は選択された説明変数の回帰係数、記号は有意差検定結果。**は99%水準、*は95%水準。

類型Ⅳに比較して、道府県・市町村ともに人口あたり議会費が少ない。道府県・市町村ともに相互に関連のある類型間で90%水準以上の有意差があるとはいえないものの、差違がみられるのは、権限移譲に積極的であるかどうかより、規模の経済が関係しているのではないかと想像される。

第4に、道府県の性質別歳出については普通建設事業費のみ正で有意である。これは、権限移譲に積極的な類型Ⅰが主に地方圏の県から構成されていることに関係しているとみられる。実際、3大都市圏の府県は、類型Ⅲについては6府県のうち4府県であるのに対し、類型Ⅰについては7県のうち2県である。

第5に、市町村の性質別歳出については物件費のみ正で有意である。人口あたり物件費（類型ごとの単純平均）は、類型Ⅰで44.45千円、類型Ⅲで43.14千円、類型Ⅱで46.37千円、類型Ⅳで44.35千円であり、いずれも権限移譲に積極的な市町村において多い（ただし、相互に関連のある類型間で90%水準以上の有意差があるとはいえない）。物件費は、臨時職員などの賃金、職員旅費、需用費（消耗品、光熱費、リース料など）、役務費、備品購入費、委託料などから構成されるが、権限移譲に伴ってこれらの支出が増大しているとみられる。

6. まとめ

道府県から市町村への権限移譲交付金は総額でも76億円あまり、1道府県あたりでは1.7億円程度にすぎない（東京都、福井県、和歌山県を除く44道府県）。道府県の歳出あるいは市町村の歳入に占める交付金は0.02%にも満たない。非常に微細ではあるが、今回の研究によると、以下のような特徴あるいは傾向がみられる。

第1に、道府県・市町村の「純歳出比でみた小さな道府県」では、全般に市町村への権限移譲に積極的であり、道府県歳出に対する権限移譲交付金比率が相対的に高い。市町村合併の進展状況は、道府県から市町村への権限移譲と密接に関係している。市町村合併が進展していれば、当然「純歳出比でみた小さな道府県」が達成されている。

第2に、政令指定都市を有する道府県を権限移譲に積極的なグループとそうでないグループに分

けて比較した場合にも、政令指定都市を持たない県を権限移譲に積極的なグループとそうでないグループに分けて比較した場合にも、特に市町村合併の進展状況は明らかに有意である。

第3に、権限移譲に積極的な道府県・市町村では財政が比較的良好である。財政的にある程度の余裕があるから、権限移譲交付金も相対的に多いといえる。権限移譲に財政力が関係していることは、権限移譲に積極的なグループとそうでないグループのあいだでの有意差検定結果からもうかがうことができる。

第4に、権限移譲に最も積極的な類型Ⅰの道府県では、人口あたり権限移譲交付金と人口あたり歳入・歳出とはおおむね負の関係にある。つまり、全般に抑制的な財政運営をしているとみられる。

第5に、出し手の道府県の側からみると、人口あたり権限移譲交付金に対して人口あたり手数料は負の関係にある。受け手の市町村の側からみると、人口あたり権限移譲交付金に対して人口あたり総務費ならびに物件費とは正の関係にある。また、人口あたり民生費の負担が多い道府県・市町村では人口あたり権限移譲交付金がより少なくなる傾向にある。

このように権限移譲交付金そのものは少額ではあるものの、道府県・市町村の財政に対して何らかの影響を及ぼしているとみられる。

財政的に比較的余裕のある道府県あるいは市町村合併が進展した道府県において市町村への権限移譲がより積極的であるということは、半面において、財政的に厳しい道府県あるいは市町村合併が進展していない道府県では市町村への権限移譲があまり活発でないことを示唆している。今後、基礎自治体の役割がますます重要になり、道府県から市町村への権限と財源の移譲が要請される一方で、財政的に余裕のない道府県においてはそれが円滑に進められないことが懸念されるとともに、市町村合併が当面はこれ以上進展しないのであれば、道府県から市町村への権限移譲は停滞することも考えられる。

【謝辞】

道府県から市町村への権限移譲交付金に関する貴重な資料は、道府県を対象に実施した調査(2010年6～8月)によるものです。快くご回答いた

いた道府県の担当者の方々に心からお礼申し上げます。

本稿は、日本計画行政学会中国支部第25回中国支部大会での発表「都道府県から市町村への権限移譲と財政問題」（2010年7月、広島大学）、日本地域学会第47回年次大会での発表「道府県から市町村への権限移譲と財政的中央政府間関係」（2010年10月、政策研究大学院大学）を加筆・修正したものです。両学会で貴重なご意見・ご示唆をいただいた方々ならびに『地域経済研究』の査読者の方々にあらためて謝意を表すしだいで。

[参考文献]

- 赤井伸郎（2009）「道州制に向けた市町村強化と事務権限配分の効率性分析－大阪府下のケース－」『経営戦略研究』Vol.22、pp.2-17
- 赤井伸郎・鷺見英司（2001）「地方分権度で見る地方財政の実際と実証的考察」『フィナンシャル・レビュー』第55号、pp.97-146
- 赤井伸郎・竹本亨（2008）「効率的行政区域と事務配分のあり方に関する実証的分析－行政区域再編のコスト削減効果の検証－」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『分権化時代の地方財政』中央経済社、第7章
- 原田光隆（2009）「地方分権改革の動向－地方分権改革推進委員会第1次～第3次勧告を中心に－」（改訂版）『調査と情報』第660号、pp.1-13
- 日野稔邦（2009）「市町村負担金の現状と今後の“見直し”に向けた一考察」『都市問題』第100巻、第8号
- 伊藤敏安（2009）『地方分権の失敗 道州制の不都合』幻冬舎ルネッサンス
- 伊藤敏安（2010a）「市町村合併と“三位一体の改革”による地方財政への影響－人口あたり地方税・地方交付税・国庫支出金の変化とその要因－」『地域経済研究』第21号、pp.3-21
- 伊藤敏安（2010b）「地方財政からみた道州制の課題に関する検討」『地域経済研究』第21号、pp.71-93
- 伊藤敏安（2010c）「地方分権と道州制の経済学」、川崎信文・森邊成一編『道州制 世界に学ぶ国のかたち』成文堂、第9章
- 金井利之（2010）「自治体への事務権限の移譲と分権改革」『都市問題研究』第62巻第1号、pp.94-107
- 森田朗（2005）「地方分権と教育改革」、八代尚宏編『“官製市場”改革』日本経済新聞社
- 西川雅史・林正義（2006）「政府間財政関係の実証分析」『フィナンシャル・レビュー』第82号、pp.197-222
- 野田遊（2004）「府県機能の検証」『同志社政策科学研究』第6巻第1号（野田遊『都道府県改革論』晃洋書房、2007年所収）
- 野田遊（2010）「市町村・道州への府県事務移譲による効率的な事務配分」『地方自治研究』第25巻第1号、pp.28-41
- 生沼裕・板垣雅幸（2006）「都道府県・市町村間における権限移譲の現状と課題」『地域政策研究』第9巻第1号、pp.13-33
- 岡内誠（2007）「地域主権型社会の実現過程における権限移譲の機能と課題」北海道企画振興部地域主権局（ウェブサイト）
- 佐藤秀行（2007）「道から市町村への権限移譲の状況－フォローアップ調査の結果から－」北海道企画振興部地域主権局（ウェブサイト）
- 山崎幹根（2008）「道州制特区推進法から1年－北海道にみる権限移譲の実態－」『日経グローバル』No.98、pp.52-55
- 財務省財務総合政策研究所・中国国务院発展研究中心（2006）「“中央と地方の役割分担と財政の関係”に関する共同研究最終報告書」（ウェブサイト）

* 本稿は投稿時に2人の匿名レフェリーによる査読という要件を満たしたものである。

Devolution from Prefectures to Municipalities and its Influences on Fiscal Relationships between Local Governments in Japan

ITO, Toshiyasu[†]

Abstract

With the revision of Local Autonomy Act in 2000, it became to be possible to transfer administrative works of prefectures into municipalities. The grants for devolution accompany such transfer. They represent the degree of devolution from prefectures into municipalities. According to our research on 44 prefectures out of 47, the grants for devolution amount to 7.6 billion yen in total, 170 million yen a prefecture.

This paper intends to analyze the influences of the transfer on fiscal relationships between local governments. Although the amount of the grants is very small compared with the total public expenditure, we could find out some interesting points.

It is “the smaller prefectures” in the ratio of prefecture net expenditure to municipal one that are positive in devolution. Tendency to transfer administrative works depends on the degree of the merger of municipalities in 2000’s. The prefectures where it has progressed are smaller in the ratio of prefecture net expenditure to municipal one and have tendency to transfer their works to municipalities.

The public finances are generally sound not only of the prefectures which are positive in devolution but also of the municipalities which belong to such prefectures. But this would implicate that (1) the harder the public finance, the less the devolution from prefectures to municipalities, (2) the devolution would mark time as the merger of municipalities has come to almost the end of the present stage.

Key words : Grants for devolution from prefectures to municipalities; Fiscal relationships between local governments

[†] Center for Research on Regional Economic Systems, the Graduate School of Social Sciences, Hiroshima University
itot@hiroshima-u.ac.jp

付表 道府県における権限移譲交付金制度

a. 制度の名称と移譲法律数

	権限移譲交付金制度の名称	移譲法律数と条項数(件)								經由 事務
		2008年4月1日現在				2009年4月1日現在				
		法律	条項	条例	条項	法律	条項	条例	条項	
北海道	北海道権限移譲事務交付金	68	1205	13	159	68	1206	13	161	
青森県	青森県移譲事務交付金	35	374	13	134	35	374	13	134	含む
岩手県	岩手県市町村事務処理交付金	124	1395			127	1439			含む
宮城県	宮城県移譲事務交付金、宮城県經由処理交付金	55	844	9	198	55	853	9	198	
秋田県	秋田県権限移譲推進交付金	78	801	8	88	79	816	8	88	含む
山形県	山形県市町村総合交付金	38	377	11	41	46	429	10	31	含む
福島県	うつくしま権限移譲交付金	78	1155	21	252	81	1185	21	254	含む
茨城県	茨城県市町村事務処理特例交付金	44	473	12	237	54	582	13	256	含む
栃木県	栃木県市町村総合交付金(うち権限移譲に関する事務)	46				48				
群馬県	群馬県事務処理特例交付金(一般交付金、権限移譲推進特別交付金)	25	300	9	79	36	489	12	101	
埼玉県	埼玉県分権推進交付金	82	1503	20	381	87	1533	20	376	含む
千葉県	条例による事務処理の特例に係る市町村交付金	48	635	12	131	48	648	12	131	含む
神奈川県	神奈川県市町村移譲事務交付金	62	698	23	286	62	703	24	292	含む
新潟県	条例による事務処理の特例制度に伴う事務移譲交付金	80	756	14	117	92	889	14	117	含む
富山県	富山県市町村事務処理交付金	68	840	13	153	69	861	13	153	含む
石川県	石川県事務移譲市町交付金	22	162	7	68	23	163	7	70	含む
山梨県	山梨県移譲事務交付金	39	360	15	117	39	360	15	117	含む
長野県	長野県特例処理事務交付金	39	422	8	59	40	450	8	59	
岐阜県	岐阜県事務移譲交付金	46	871	20	170	46	890	20	167	
静岡県	静岡県権限移譲事務交付金	117	1725	25	343	120	1780	25	374	含む
愛知県	愛知県市町村権限移譲交付金	53	525	18	213	57	559	18	213	含む
三重県	三重県の特例に関する条例に基づく交付金	60	929	26	127	60	938	27	130	含む
滋賀県	滋賀県委譲事務に関する交付金	40	406	7	54	50	520	11	148	
京都府	京都市町村事務処理特例交付金	15	89	17	114	25	207	17	114	
大阪府	大阪府地方分権推進制度移譲事務交付金	100	941			112	1003			含む
兵庫県	兵庫県移譲事務市町交付金	66	459	19	220	62	449	19	209	含む
奈良県	奈良県市町村事務処理交付金	37	339	10	69	37	339	10	80	含む
鳥取県	鳥取県権限移譲交付金	27	347	10	103	27	361	10	81	含む
島根県	しまね市町村総合交付金	32	600	18	77	44	749	18	77	
岡山県	岡山県移譲事務市町村交付金	62	914	18	227	64	944	18	227	
広島県	広島県分権改革推進移譲事務交付金	103	2330	24	273	104	2360	24	273	含む
山口県	山口県移譲事務交付金	49	491	11	63	52	519	12	71	
徳島県	徳島県移譲事務市町村交付金	45	675	11	97	50	744	11	97	含む
香川県	香川県権限移譲等交付金	40	474	25	260	42	494	25	301	含む
愛媛県	愛媛県権限移譲事務等市町交付金	76	912	24	202	78	930	22	198	含む
高知県	高知県市町村等事務処理交付金	24	184	13	108	25	187	13	108	含む
福岡県	福岡県企画・地域振興部関係権限移譲事務交付金等	28	168	12	84	31	183	12	84	含む
佐賀県	佐賀県市町村権限移譲交付金	44	366	10	89	45	370	10	89	含む
長崎県	長崎県市町村権限移譲等交付金	76	557	15	79	79	627	15	79	含む
熊本県	熊本県権限移譲事務市町村等交付金	57	529	15	139	58	535	15	139	含む
大分県	大分県権限移譲事務市町村交付金、中核市移譲事務交付金	55	582	10	102	57	606	10	102	含む
宮崎県	宮崎県市町村権限移譲交付金	54	758	14	118	64	835	15	125	含む
鹿児島県	鹿児島県市町村権限移譲交付金	58	609	13	54	59	613	13	54	含む
沖縄県	沖縄県市町村権限移譲交付金	8	79	7	47	10	88	7	47	含む

(注)今回調査(2010年6~8月)による。

b. 権限移譲交付金

	権限移譲交付金の金額 (千円)				(参考) 移譲法律数	
	2008年度		2009年度		2008年4月1日現在	2010年4月1日現在
	予 算	決 算	予 算	決 算	(経由事務除く)	(経由事務含む)
北海道	272,733	249,853	274,786	235,926	68	81
青森県	37,820	29,485	32,821	25,066	35	36
岩手県	76,049	65,186	81,220	77,670	71	94
宮城県	158,252	158,235	164,791	163,901	55	66
秋田県	144,008	138,883	224,815	219,742	58	83
山形県	48,435	51,813	51,363	54,732	23	34
福島県	84,880	64,878	73,776	66,734	34	54
茨城県	152,622	144,980	196,930	186,080	34	63
栃木県	215,000	157,745	220,000	166,667	46	83
群馬県	98,761	97,961	113,336	111,098	25	54
埼玉県	699,420	683,639	748,951	743,177	68	87
千葉県	200,000	139,837	180,000	124,881	34	48
神奈川県	1,231,347	1,193,064	1,071,996	1,063,514	56	62
新潟県	160,696	150,603	176,348	167,668	65	102
富山県	52,529	52,529	50,331	50,331	35	57
石川県	37,596	36,765	36,549	36,549	11	24
山梨県	126,563	122,337	134,241	129,516	34	39
長野県	74,944	72,847	76,371	74,719	39	41
岐阜県	118,009	112,836	132,222	125,493	46	63
静岡県	401,000	351,670	407,000	389,837	86	122
愛知県	116,586	101,495	122,616	107,849	35	57
三重県	239,274	190,919	222,304	179,142	30	53
滋賀県	207,821	208,281	231,926	222,386	40	60
京都府	41,959	47,722	46,416	43,722	15	25
大阪府	97,206		103,882		37	63
兵庫県	321,695	321,666	289,794	289,768	41	63
奈良県	24,000	23,385	26,000	25,294	11	27
鳥取県	67,508	61,902	59,966	58,808	23	26
島根県	122,084	110,358	122,616	115,796	31	44
岡山県	202,627	196,424	188,961	187,670	62	86
広島県	1,225,445	1,173,628	1,317,792	1,240,683	77	106
山口県	191,751	164,052	180,645	170,261	48	77
徳島県	49,800	49,736	55,833	55,801	41	50
香川県	77,201	76,463	85,489	80,521	26	42
愛媛県	69,592	69,592	71,166	71,166	51	78
高知県	46,857	47,796	43,926	42,565	10	26
福岡県	67,130	68,041	70,070	73,984	17	28
佐賀県	58,529	57,726	56,559	56,546	42	46
長崎県	317,008	295,881	335,226	307,299	49	69
熊本県	71,862	43,390	51,971	46,279	40	41
大分県	37,437	43,493	47,308	47,601	34	57
宮崎県	28,465	22,957	42,473	33,100	38	66
鹿児島県	63,562		66,751		39	53
沖縄県		10,412		10,209	4	21

- (注) 1. 今回調査(2010年6～8月)。参考欄のうち2008年4月1日現在は地方分権改革推進委員会第42回委員会(2008年4月17日)資料、2010年4月1日現在は地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」による。
 2. 本文の分析において大阪府と鹿児島県については当初予算額を決算額と同額とみなした。

c. 留意事項

北海道	・件数・条項数には政省令、規則を含む。
青森県	・施行令・施行規則を含むと、08年度、09年度ともに40法令、407事務。
岩手県	・移譲件数は、法律から条例に至るまで合計して表示。
山形県	・2009年度には6月1日施行の旅券法を含む。法律数には政省令に基づく事務を含む
埼玉県	・政省令や規則にかかわる事務量も考慮すべき。経由事務は別扱いが必要。単価などは都道府県によって異なることに注意が必要。移譲条項数が多い法律でも、事務発生件数は少ないものもあり、条項数の多寡が直接交付金額の多寡に影響するとは断定できないと思われる。
千葉県	・経由事務のみの13法令が除かれている。第42回地方分権改革推進委員会報告では「診療放射線技師法」が移譲事務法令から漏れていた。その結果、経由事務法令13と報告漏れの1法令を合わせて14法令の差異が生じた。
新潟県	・1市町村への移譲でもカウントされるため、同数でも都道府県で移譲事務量は異なる。派遣や研修も実質的には財政支援にあたり、権限移譲の促進に影響する。個別法による移譲については交付金の対象外となることもある。手数料収入のある事務は交付金の対象外とされる場合もある。
静岡県	・施行令等を含むと08年度175法令・2,096条項、09年度179法令・2,166条項。主に事務処理件数割で積算するため、処理件数の少ない小規模市町から十分でないとの意見もある。初年度調弁費、書籍購入費、旅費等については適宜見直しが必要。
大阪府	・法令・条例を合計して表示。
兵庫県	・省令・規則等を含めると08年度94件・688条項、09年度91件・668条項。
奈良県	・事務内容に見合う単価設定。手数料を伴うものは交付金の対象外。
島根県	・政省令については08年度14件・56条項、09年度31件・164条項。
岡山県	・算出方法、交付額について妥当かどうかの判断が難しい。
広島県	・法改正があれば施行の可否を検討し、移譲の準備や県議会上程などの作業ができるよう、ふだんから情報収集に努める。
愛媛県	・市町が直接手数料を徴するもの、市町の地方交付税に算入されるもの、当交付金以外に財政措置がされるものを除く。
高知県	・金額には都市計画課による開発許可事務費市町村交付金、省令・施行規則等に基づく移譲事務に係る交付金を含む。
福岡県	・交付金ごとに名称等を定めている。
大分県	・全市町村に移譲しているわけではない。手数料収入のあるものは対象外。
宮崎県	・財政力の弱い市町村については事務処理に必要な一定の経費負担が必要。
鹿児島県	・決算は非集計。地方交付税措置のあるものは交付金の対象外。

(注) 今回調査(2010年6~8月)のうち備考欄に記入があった道府県を表示。